

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 認可地縁団体からの所有不動産の所有権移転登記等に係る公告【総務
市民局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】 4

北九州市公告第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体から、所有不動産の所有権移転登記等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。当該不動産の所有権移転登記等について異議がある当該不動産の登記関係者等は、次に定めるところにより、北九州市長に対して異議を述べなければならない。

令和8年3月5日

北九州市長 武内和久

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 守恒台町内自治会

(2) 区域 北九州市小倉南区上石田二丁目4番36号から40号まで、上石田二丁目12番1号から22番28号まで及び上石田二丁目24番1号から18号まで

(3) 主たる事務所 北九州市小倉南区上石田二丁目18番13号

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 建物

名称	延床面積	所在地
守恒台町内集会所	101.26 平方メートル	所在：北九州市小倉南区上石田二丁目477番地1008、477番地821 家屋番号：477番1008

(2) (1)の建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
平井俊一	北九州市小倉南区上石田二丁目18番3号
大場 積	北九州市小倉南区上石田二丁目17番7号
溝野義雄	北九州市小倉南区上石田二丁目16番23号

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間 令和8年3月5日から同年6月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行

規則（昭和２２年内務省令第２９号）別記申出書様式）に必要事項を記載し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し及び所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、持参又は郵送（令和８年６月５日までに必着のこと。）により下記へ提出すること。

（３） 提出先及び本件に係る問合せ先

〒８０３－８５０１

北九州市小倉北区域内１番１号

北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課

電話 ０９３－５８２－２１１１

北九州市公告第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月5日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和8年3月5日 第10号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区大島三丁目718番11の一部	4.00	11.30